令和６年度 市民税・県民税・森林環境税税額計算要領
～安城市～

※計算される際には、完成した市民税・県民税申告書をご用意ください。なお、この計算要領の提出は不要です。

令和６年度市民税・県民税申告書を作成された方は、下の＜**計算シート**＞で税額計算ができます。各種所得・控除の計算方法は、「令和６年度市民税・県民税の申告の手引き」と本要領の３ページ以降にも記載しておりますので参照していただき、各項目に数字を記入してください。

なお、＜**計算シート**＞に記載のない分離所得・税額控除がある場合の計算方法については、お手数をおかけしますが、市民税課市民税係までお問い合わせください。

＜計算シート＞

（単位は円）

各種所得

			ページ番号
給与	①		3
公的年金等	②		5
業務・その他	③		
雑 ②＋③の金額（0以下の場合は、0）	④		－
営業等	⑤		6
農業	⑥		
不動産	⑦		
利子・配当	⑧		
一時・総合譲渡	⑨		7
①＋④～⑨の合計	⑩		－

所得控除

			ページ番号
雑損	⑪		8
医療費	⑫		
社会保険料	⑬		9
小規模企業共済等	⑭		
生命保険料	⑮		
地震保険料	⑯		１０
寡婦・ひとり親	⑰		１１
勤労学生	⑱		
障害者	⑲		
配偶者	⑳		
配偶者特別	㉑		
扶養	㉒		
基礎	㉓		１２
⑪～㉓の合計	㉔		－

課税標準額（1，000円未満切捨て）

⑩－㉔	㉕	，000

算出所得割

市民税算出所得割		
㉕×0．06	㉖	
県民税算出所得割		
㉕×0．04	㉗	

税額控除

				ページ番号
調整控除	市	㉘		13
	県	㉙		
配当控除	市	㉚		14
	県	㉛		
寄附金税額控除	市	㉜		15
	県	㉝		
配当割額控除	市	㉞		17
	県	㉟		

税額控除計

市民税税額控除計		
㉘＋㉚＋㉜＋㉞	㊱	
県民税税額控除計		
㉙＋㉛＋㉝＋㉟	㊲	

所得割額（100円未満切捨て）

市民税所得割額		
㉖－㊱	㊳	00
県民税所得割額		
㉗－㊲	㊴	00

均等割額（記入不要）

均等割額	市	㊵	3,000
均等割額	県	㊶	1,500

森林環境税額（記入不要）

森林環境税額	国	㊷	1,000

市民税・県民税・森林環境税の年税額

㊳＋㊴＋㊵＋㊶＋㊷	

※計算の結果、非課税になる場合もありますので、**計算シート⑩**の記入後は、必ず3ページの「１　非課税」をご確認ください。

きりとり

令和6年度　市民税・県民税申告書

受付印	現住所		台帳番号	
			宛名番号	
			個人番号（マイナンバー）	
安城市長	令和6年1月1日の住所		電話番号	
年　月　日 提出	フリガナ		生年月日	
	氏名			

1　所得金額

所得の種類		収入金額（円）	必要経費（円）	控除（円）
給与	一般給与	3ページ	源泉徴収票を添付してください。源泉徴収票のない方は、裏面5にも記入してください。	
	専従者給与			
雑	公的年金等	5ページ	遺族・障害年金等は、含みません。	
	業務			
	その他			
営業等		6ページ		専従者控除額
農業				専従者控除額
不動産				専従者控除額
（該当に○）利子・配当・一時・総合譲渡（短期・長期）		6、7ページ		特別控除額

※分離課税分等は、裏面9に記入してください。

市記入欄

給与	
年金	
業務	
他雑	
営業	
農業	
不動産	
利子	
配当	
一時	
総譲短	
総譲長	
合計	

点線の中には記入しないでください

2　所得から差し引かれる金額（控除を受ける場合は、証明書等が必要です。）

雑損控除	損害額	8ページ	保険金等補填額	円
医療費控除	□支払った医療費		保険金等補填額	円
	□スイッチOTC医薬品購入費			
社会保険料控除	国民年金・国民健康保険等の支払金額の合計	9ページ	小規模企業共済等掛金控除	円
生命保険料控除（支払額を記入）	新一般生命	9ページ		
	旧一般生命	円	個人年金	円
地震保険料（支払額を記入）	地震保険料	10ページ		円

※下記赤枠内が未記入の場合は、年末調整済みの給与源泉徴収票又は確定申告書の内容が反映されます。
なお、判定の時期は、令和５年１２月３１日の現況です。

□ 寡婦控除	□ ひとり親控除	□ 勤労学生控除	本人障害
死別・離別・生死不明		(学校名)	身体＿＿級・精神＿＿級・療育＿＿級

（取り消す場合は、右記取消に○）

	配偶者の氏名 個人番号（マイナンバー）	生年月日	同居・別居（別居の場合の住所）	障害者控除	取消
			□別居	身体 精神 療育 ＿級 ＿級 ＿級	取消
	配偶者の合計所				□
あなたが扶養している親族	扶養 個人番号			障害者控除	取消
				身体 精神 療育 ＿級 ＿級 ＿級	取消
		平・令 西暦	□別居 住所	身体 精神 療育 ＿級 ＿級 ＿級	取消
		大・昭 平・令 西暦 ・ ・	□同居 □別居 住所	身体 精神 療育 ＿級 ＿級 ＿級	取消
		大・昭 平・令 西暦 ・ ・	□同居 □別居 住所	身体 精神 療育 ＿級 ＿級 ＿級	取消

11ページ

点線の中には記入しないでください

社保	
小企	
生保	
地保	
寡婦ひとり親	
勤学障害	
配偶者	
配偶者特別	
扶養	
基礎	
上記までの小計	
雑損	
医療費	
合計	

面接者		入力	
	本人		月期
	父・母		
	夫・妻		円
	（　）		

裏面		市申発送希望	
還付不要		個人番号確認書類	有・無

□ マイナンバーカード
① 通知カード　・　住民票
② 免許証・保険証・障害手帳
その他（　　）

3　市民税・県民税の納付方法

給与・年金所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納付方法

□自分で納付する（普通徴収）
□給与から差引き（特別徴収）

4　収入がなかった人の記入欄（収入のなかった人は、必ずここに記入してください。）

1 次の人の扶養又は仕送りを受けていた。
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

2 以下のいずれかの給付等を受けていた。
遺族年金　・　障害年金　・　雇用保険
その他（　　）
年額＿＿＿＿＿＿＿＿円

3 左の1、2に該当しない場合は、生活費をどのように工面していましたか。
貯金　・　生活保護　・　手当
その他（　　）

※裏面にも記入する欄があります。

1　非課税

以下の要件に当てはまる場合は、市民税・県民税の均等割、所得割または森林環境税が課税されません。

・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合

計算シート⑩の金額

所得が415,000円以下 ⇒ 均等割・所得割・森林環境税のすべてが非課税
所得が420,000円以下 ⇒ 均等割・所得割が非課税
所得が450,000円以下 ⇒ 所得割のみ非課税

・同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合

計算シート⑩の金額

所得が{315,000円×（1+扶養人数）}+289,000円以下 ⇒ 均等割・所得割・森林環境税のすべてが非課税
所得が{320,000円×（1+扶養人数）}+289,000円以下 ⇒ 均等割・所得割が非課税
所得が{350,000円×（1+扶養人数）}+420,000円以下 ⇒ 所得割のみ非課税

・自身が寡婦・ひとり親・障害者・未成年者の場合

計算シート⑩の金額

所得が1,350,000円以下 ⇒ 均等割・所得割・森林環境税のすべてが非課税

・令和６年１月１日に生活保護の生活扶助を受けている場合は非課税

2　各種所得

給与所得

給与	一般給与 専従者給与	**a**	源泉徴収票を添付してください。 源泉徴収票のない方は、裏面5にも記入してください。

申告書に記入した一般給与及び専従者給与収入の合計額を下表「**a**」に転記して、給与所得金額を計算してください。

一般給与及び専従者給与収入の合計額「a」… ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

a の金額	給与所得金額	**a** の金額	給与所得金額	
550,999円まで	0円	1,628,000円～ 1,799,999円	**a**÷4＝ **b**＿＿＿＿＿,000円 （千円未満の端数切捨て）	（**b**×2.4+100,000円） ＿＿＿＿＿＿円
551,000円～ 1,618,999円	（**a**－550,000円） ＿＿＿＿＿＿円	1,800,000円～ 3,599,999円		（**b**×2.8－80,000円） ＿＿＿＿＿＿円
1,619,000円～ 1,619,999円	1069,000円	3,600,000円～ 6,599,999円		（**b**×3.2－440,000円） ＿＿＿＿＿＿円
1,620,000円～ 1,621,999円	1070,000円	6,600,000円～ 8,499,999円	（**a**×0.9－1,100,000円） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円	
1,622,000円～ 1,623,999円	1072,000円	8,500,000円～	（**a**－1,950,000円） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円	
1,624,000円～ 1,627,999円	1074,000円			
給与所得金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円※				
この表により算出された給与所得金額を、計算シートの①へ転記してください。				

※所得金額調整控除の適用がある場合、給与所得金額から所得金額調整控除額を差し引くことができます。（詳細は４ページ）

所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。所得金額調整控除には、次の①又は②のとおり、二種類の控除があります。

① 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える給与所得者で、（１）のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、（2）の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

（１） 適用対象者

イ　本人が特別障害者に該当する者

ロ　年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者

ハ　特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

（２） 所得金額調整控除額

｛給与収入金額（１，０００万円超の場合は１，０００万円）－８５０万円｝×１０％＝控除額※

※１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

１２　所得金額調整控除に関する事項

氏名		生年月日	大・昭・平・令・西暦　・　・	続柄		特別障害該当	□有・□無
個人番号（マイナンバー）				住所			

申告書裏面の「１２　所得金額調整控除に関する事項」に必要事項を記入してください。

② 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、次の（１）に該当する者の総所得金額を計算する場合に、（2）の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。（注）

（１） 適用対象者

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある納税義務者で、その合計額が１０万円を超える者

（２） 所得金額調整控除額

｛給与所得（１０万円超の場合は１０万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（１０万円超の場合は１０万円）｝－１０万円＝控除額（注）

（注）上記①の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

雑所得

・公的年金等

申告書に記入した公的年金等の収入金額を下表の「**a**」に転記して、公的年金等所得金額を計算してください。

公的年金等の収入金額「**a**」	円
公的年金以外の所得が1,000万円以下の場合「**d**」	0 円
公的年金以外の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合「**e**」	100,000 円
公的年金以外の所得が2,000万円超の場合「**f**」	200,000 円

◎昭和34年1月2日以後に生まれた人（65歳未満）		◎昭和34年1月1日以前に生まれた人（65歳以上）	
aの金額	公的年金等所得金額	**a**の金額	公的年金等所得金額
600,000円まで	（**a**−600,000円）＋**d**または**e**または**f** 円 （0円以下の金額になる場合は、0円と記入）	1,100,000円まで	（**a**−1,100,000円）＋**d**または**e**または**f** 円 （0円以下の金額になる場合は、0円と記入）
600,001円～ 1,300,000円	（**a**−600,000円）＋**d**または**e**または**f** 円	1,100,001円～ 3,300,000円	（**a**−1,100,000円）＋**d**または**e**または**f** 円
1,300,001円～ 4,100,000円	（**a**×0.75-275,000円）＋**d**または**e**または**f** 円	3,300,001円～ 4,100,000円	（**a**×0.75-275,000円）＋**d**または**e**または**f** 円
4,100,001円～ 7,700,000円	（**a**×0.85-685,000円）＋**d**または**e**または**f** 円	4,100,001円～ 7,700,000円	（**a**×0.85-685,000円）＋**d**または**e**または**f** 円
7,700,001円～ 10,000,000円	（**a**×0.95-1,455,000円）＋**d**または**e**または**f** 円	7,700,001円～ 10,000,000円	（**a**×0.95-1,455,000円）＋**d**または**e**または**f** 円
10,000,001円以上	（**a**-1,955,000円）＋**d**または**e**または**f** 円	10,000,001円以上	（**a**-1,955,000円）＋**d**または**e**または**f** 円
公的年金等所得金額 円			
この表により算出された公的年金等所得金額を、計算シートの②へ転記してください。			

・その他の雑所得

申告書に記入したその他の収入金額を下表の「**b**」へ、必要経費を「**c**」に転記して計算してください。

その他の収入金額「**b**」	必要経費「**c**」	その他雑所得金額
円 −	円 ＝	円
この表から算出されたその他雑所得金額を、計算シート③に記入してください。		

・②と③の金額を記入したら、②と③を足した金額を④に記入してください。
（0円以下の金額になる場合は、0円と記入）

営業等・農業・不動産

申告書に記入した営業等・農業・不動産の収入金額を下表の「**a**」「**d**」「**g**」へ、必要経費を「**b**」「**e**」「**h**」へ、専従者控除を「**c**」「**f**」「**i**」へ転記して計算してください。

営業等	**a**	**b**	専従者控除額 **c**
農業	**d**	**e**	専従者控除額 **f**
不動産	**g**	**h**	専従者控除額 **i**

営業等収入金額「**a**」	必要経費「**b**」	専従者控除額「**c**」	営業等所得
＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円 =	＿＿＿＿＿＿円
農業収入金額「**d**」	必要経費「**e**」	専従者控除額「**f**」	農業所得
＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円 =	＿＿＿＿＿＿円
不動産収入金額「**g**」	必要経費「**h**」	専従者控除額「**i**」	不動産所得
＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円 =	＿＿＿＿＿＿円

この表により算出された営業等所得は、計算シート⑤へ、農業所得は、計算シート⑥へ、不動産所得は、計算シート⑦へ転記してください。

利子・配当所得

申告書に記入した配当の収入金額を下表の「**a**」へ、株式などの元本の取得に要した負債の利子（必要経費）があれば「**b**」へ転記して計算してください。

（該当に〇）利子・配当・一時・総合譲渡（短期・長期）	**a**	**b**	特別控除額 ※課税分等は、裏面９に記入してください。

配当収入「**a**」	負債の利子（必要経費）「**b**」 ※配当のみ	配当所得
＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円 =	＿＿＿＿＿＿円

この表により算出された配当所得の金額は、計算シート⑧へ転記してください。

※配当所得がある場合はＰ１４の「配当控除」の計算も行ってください。
※利子所得は、国外で支払われる預金等の利子など、都道府県民税利子割が徴収されないものなどは、申告が必要になります。また、国内の利子については、利子割の徴収により課税が完結するため申告はできません。

一時・総合譲渡所得

申告書に記入した一時収入及び総合譲渡（短期）・（長期）収入金額と、必要経費を下の計算式に当てはめて、所得を計算してください。なお、特別控除を忘れずに適用してください。

（該当に○）利子・配当・一時・総合譲渡（短期・長期）	c,d,e	f,g,h	特別控除額 i,j,k

一時収入金額「c」	必要経費「f」	特別控除額（最高50万）「i」	一時所得
（＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円）×1/2 =	＿＿＿＿＿＿円
総合譲渡（短期）収入金額「d」	必要経費「g」	※特別控除額（最高50万）「j」	総合譲渡（短期）所得
＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円 =	＿＿＿＿＿＿円
総合譲渡（長期）収入金額「e」	必要経費「h」	※特別控除額（最高50万）「k」	総合譲渡（長期）所得
（＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円 −	＿＿＿＿＿＿円）×1/2=	＿＿＿＿＿＿円

※総合譲渡の特別控除（j･k）は、短期と長期を合わせて５０万円の控除になります。
また、適用の順番は、短期から差し引き、引ききれない部分を長期から差し引きます。

この表により算出された一時所得と総合譲渡（短期）と（長期）の所得を足して、**計算シート⑨**へ転記してください。

計算シート①～⑨の金額に赤字の所得がある場合は市民税課市民税係におたずねください。

３　所得控除

雑損控除

申告書に記入した雑損控除の金額及び**計算シート⑩**の金額を下表に転記し、計算してください。

雑損控除	損害額	**a** 円	保険金等補填額	**b** 円

損害額「**a**」　保険金等補てん額「**b**」 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 － ＿＿＿＿＿＿＿＿円 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円	**c**
計算シート⑩の金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 × 0.1 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円	**d**
損害額のうち災害関連支出の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円	**e**
「**c**」の金額　「**d**」の金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 － ＿＿＿＿＿＿＿＿円 ＝＿＿＿＿＿＿＿＿円	①
「**e**」の金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 － ＿＿５万＿＿円 ＝＿＿＿＿＿＿＿＿円	②
この表により算出された①と②のいずれか大きい方の金額を、**計算シート⑪**へ転記してください。	

医療費控除

申告書に記入した医療費控除の金額及び**計算シート⑩**の金額を下表に転記し、計算してください。

医療費控除	□支払った医療費 □スイッチOTC医薬品購入費	**a** 円	保険金等補填額	**b** 円

支払った医療費「**a**」　保険金等補てん額「**b**」 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 － ＿＿＿＿＿＿＿＿円 ＝＿＿＿＿＿＿＿＿円	**c**
計算シート⑩の金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 × 0.05 ＝＿＿＿＿＿＿＿＿円	**d**
１０万円と上記「**d**」のいずれか少ない金額＿＿＿＿＿＿＿＿円	**e**
「**c**」の金額　「**e**」の金額　医療費控除 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 － ＿＿＿＿＿＿＿＿円 ＝＿＿＿＿＿＿＿＿円	
この表により算出された医療費控除の金額を、**計算シート⑫**へ転記してください。	

※セルフメディケーション税制（スイッチＯＴＣ医薬品購入費）適用者は、上表ではなく下表を使用してください。

支払った医療費「**a**」　保険金等補てん額「**b**」 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 － ＿＿＿＿＿＿＿＿円 －12,000円 ＝＿＿＿＿＿＿＿＿円	
この表により算出された医療費控除の金額を、**計算シート⑫**へ転記してください。	

社会保険料・小規模企業共済等掛金控除

申告書に記入した社会保険料の合計額を**計算シート⑬**へ、小規模企業共済等の支払掛金額を**計算シート⑭**へ転記してください。

生命保険料控除

下の表を参照し、申告書に記載した生命保険料支払額から控除額を計算してください。

生命保険料控除（支払額を記入）	新一般生命	a 円	新個人年金	b 円	介護医療	e 円
	旧一般生命	c 円	旧個人年金	d 円		

新一般生命	a の金額	控除額
	～12,000	a の金額
	12,001～32,000	a×0.5+6,000
	32,001～56,000	a×0.25+14,000
	56,001～	28,000
上の表から算出した控除額＿＿＿＿＿＿円		F

新個人年金	b の金額	控除額
	～12,000	b の金額
	12,001～32,000	b×0.5+6,000
	32,001～56,000	b×0.25+14,000
	56,001～	28,000
上の表から算出した控除額＿＿＿＿＿＿円		G

旧一般生命	c の金額	控除額
	～15,000	c の金額
	15,001～40,000	c×0.5+7,500
	40,001～70,000	c×0.25+17,500
	70,001～	35,000
上の表から算出した控除額＿＿＿＿＿＿円		H

旧個人年金	d の金額	控除額
	～15,000	c の金額
	15,001～40,000	c×0.5+7,500
	40,001～70,000	c×0.25+17,500
	70,001～	35,000
上の表から算出した控除額＿＿＿＿＿＿円		I

介護医療	e の金額	控除額
	～12,000	e の金額
	12,001～32,000	e×0.5+6,000
	32,001～56,000	e×0.25+14,000
	56,001～	28,000
上の表から算出した控除額＿＿＿＿＿＿円		J

F ＋ H の金額	（最高28,000円、ただし、Hが28,000円以上の場合は、Hの金額を記入する。） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円	K
G ＋ I の金額	（最高28,000円、ただし、Iが28,000円以上の場合は、Iの金額を記入する。） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円	L
J ＋ K ＋ L の金額	（最高　70,000円） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円	

この表により算出された上記の金額を**計算シートの⑮**へ転記してください。

地震保険料控除

下の表を参照し、申告書に記載した地震保険料等支払額から控除額を計算してください。

地震保険料（支払額を記入）	地震保険料	a 円	旧長期損害保険料	b 円

地震保険料

a の金額	控除額
～50,000	a×0.5
50,001～	25,000
上の表から算出した控除額＿＿＿＿＿＿円	C

旧長期損害保険料

b の金額	控除額
～5,000	b の金額
5,001～15,000	b×0.5+2,500
15,001～	10,000
上の表から算出した控除額＿＿＿＿＿＿円	D

C ＋ D の金額	（最高　25,000円） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

この表により算出された上記の金額を**計算シートの⑯**へ転記してください。

人的控除

申告書の赤枠内に記入した内容から手引きと下の表を参照し、**計算シート**に控除額を転記してください。なお表中の「**人的控除の差額**」については１３ページの調整控除と１６ページの寄附金の特例控除の計算で使用します。

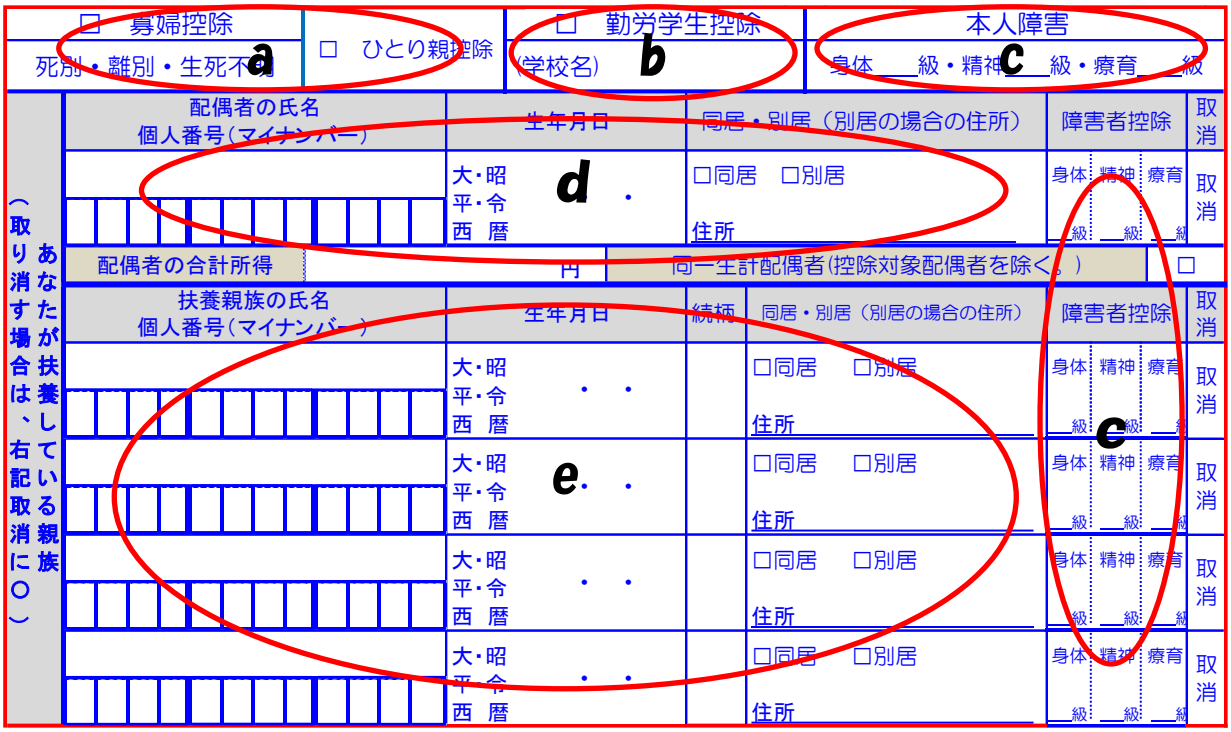

人的控除一覧（単位は円）									
	控除の種類		控除額	人的控除の差額		控除の種類		控除額	人的控除の差額
a	ひとり親	男性	30万	1万	e	扶養	16歳未満	0	0
		女性	30万	5万			一般	33万	5万
	寡婦		26万	1万			特定	45万	18万
b	勤労学生		26万	1万			老人	38万	10万
c	障害者	一般	26万	1万			同居老人	45万	13万
		特別	30万	10万		基礎		0～43万	5万
		同居特別	53万	22万					
d	配偶者		P１２を参照（※）						
	老人控除対象配偶者								
	配偶者特別								
	同一生計配偶者		0	0					

a → **シート⑰**へ
b → **シート⑱**へ
c → **シート⑲**へ
d → **シート⑳**または**㉑**へ
e → P１２の「扶養控除」で計算できます

※　あなたの令和６年度の合計所得金額（⑩の金額）が、１０００万円を超える場合は、配偶者控除、老人配偶者控除および配偶者特別控除の適用はありません。
　あなたの令和６年度の合計所得金額（⑩の金額）が、１０００万円を超え、かつ、合計所得金額が４８万円以下である配偶者がいる場合は「同一生計配偶者（控除対象配偶者は除く）」欄にチェックをつけてください。

被扶養者の パートなどの給与収入 （所得）	控除	扶養者の配偶者（特別）控除額					
		扶養者の所得 所得900万円以下		扶養者の所得 所得900万円超950万円以下		扶養者の所得 所得950万円超1,000万円以下	
		控除額	人的控除の差額	控除額	人的控除の差額	控除額	人的控除の差額
103万円以下 （所得48万円以下）	配偶者控除 （老人配偶者控除）	33万 （38万）	5万 （10万）	22万 （26万）	4万 （6万）	11万 （13万）	2万 （3万）
103万円超150万円以下 （所得48万円超95万円以下）	配偶者 特別控除	33万	5万（※1） 3万（※2）	22万	4万（※1） 2万（※2）	11万	2万（※1） 1万（※2）
150万円超155万円以下 （所得95万円超100万円以下）		33万	0	22万	0	11万	0
155万円超160万円以下 （所得100万円超105万円以下）		31万	0	21万	0	11万	0
160万円超166万8千円未満 （所得105万円超110万円以下）		26万	0	18万	0	9万	0
166万8千円以上175万2千円未満 （所得110万円超115万円以下）		21万	0	14万	0	7万	0
175万2千円以上183万2千円未満 （所得115万円超120万円以下）		16万	0	11万	0	6万	0
183万2千円以上190万4千円未満 （所得120万円超125万円以下）		11万	0	8万	0	4万	0
190万4千円以上197万2千円未満 （所得125万円超130万円以下）		6万	0	4万	0	2万	0
197万2千円以上201万6千円未満 （所得130万円超133万円以下）		3万	0	2万	0	1万	0

※１　配偶者の合計所得金額が４８万円超５０万円未満に限る。
※２　配偶者の合計所得金額が５０万円以上５５万円未満に限る。

扶養控除

「一般」　「特定」　「老人」（同居）　「合計」

＿＿＿＿＿＿万円 ＋＿＿＿＿＿＿万円 ＋＿＿＿＿＿＿万円 ＝＿＿＿＿＿＿万円

この表により算出された金額を**計算シート㉒**へ転記してください。

人的控除の差額の合計

「寡婦・ひとり親」　「勤労学生」　「障害者」　「配偶者」（配偶者特別）　「扶養」　「基礎」　「合計」

＿＿＿＿＿＿万円 ＋＿＿＿＿万円 ＋＿＿＿＿万円 ＋ ＿＿＿＿万円 ＋＿＿＿＿万円　5 万円 ＝＿＿＿＿**万円**

基礎控除

合計所得（計算シートの⑮の金額）	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

この表により算出された上記の金額を**計算シート㉓**へ転記してください。

4　税額控除

調整控除（合計所得金額 2,500 万円超の場合は適用不可）

計算シート㉕の金額と１１、１２ページの人的控除の差額を参照し、下の表を使って調整控除額を計算してください。**人的控除の差額**の合計額は、該当する控除の分を合計してください。

・計算シート㉕の金額が 200 万円以下の場合

①**人的控除の差額**の合計額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
②**計算シート㉕**の金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
①と②のいずれか少ない金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円　×（市民税分：3%）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 ×（県民税分：2%）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
この表により算出された金額を、市民税分は、**計算シート㉘**、県民税分は、**計算シート㉙**へ転記してください。

・計算シート㉕の金額が 200 万円を超える場合

人的控除の差額の合計額　**計算シート㉕** {＿＿＿＿＿＿＿＿円 －（ ＿＿＿＿＿＿＿＿円 － 200万円 ）}　×（市民税分：3%）＿＿＿＿＿＿＿＿円 ×（県民税分：2%）＿＿＿＿＿＿＿＿円
※市民税分・県民税分の合計が2,500円未満の場合は、市民税分：1,500円・県民税分：1,000円となります。
この表により算出された金額を、市民税分は、**計算シート㉘**、県民税分は、**計算シート㉙**へ転記してください。

配当控除（配当所得がある場合のみ）

計算シート⑧の金額（利子所得は除く）と㉕の金額を参照し、下の表を使って配当控除額を計算してください。

配当の種類（**計算シート⑧**の種類）	**計算シート㉕**の金額 1,000万円以下の部分		**計算シート㉕**の金額 1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等（外貨建等証券投資信託以外）	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
証券投資信託等（外貨建等証券投資信託）	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

計算シート⑧

＿＿＿＿＿＿＿＿円 ×

上の表から選択した率
市民税分の率

＿＿＿＿＿＿＿＿ ＝ 市民税分の配当控除 ＿＿＿＿＿＿＿＿円

県民税分の率

＿＿＿＿＿＿＿＿ ＝ 県民税分の配当控除 ＿＿＿＿＿＿＿＿円

この表により算出した金額を、市民税分は**計算シート㉚**、県民税分は**計算シート㉛**へ転記してください。
なお、配当の種類が複数ある場合はそれぞれ計算し、合計した金額を転記してください。

寄附金税額控除

計算シート⑩の金額と申告書裏面に記入した**a**～**d**に該当する寄附金の額を参照し、下の表を使って寄附金控除額を計算してください。

都道府県・市区町村に対する寄附金額	**a** 円	県が条例で指定した法人等に対する寄附金額	**c** 円
住所地の共同募金会・日赤支部に対する寄附金額	**b** 円	市が条例で指定した法人等に対する寄附金額	**d** 円

1　＜基本控除額＞

・市民税の基本控除額

①	「**a**」の金額　　「**b**」の金額　　「**d**」の金額 ＿＿＿＿＿円＋＿＿＿＿＿円＋＿＿＿＿＿円　＋　＿＿＿＿＿円＝＿＿＿＿＿＿＿円
②	**計算シート⑩**の金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円×３０％＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
	上の①と②のいずれか少ない金額　　市民税の基本控除額 （＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円－2,000円）×0.06＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
	a の金額がない場合は、算出された金額を**計算シート㉜**へ転記してください。

・県民税の基本控除額

①	「**a**」の金額　　「**b**」の金額　　「**c**」の金額 ＿＿＿＿＿＿＿円＋＿＿＿＿＿＿＿円＋＿＿＿＿＿＿＿円＝＿＿＿＿＿＿＿円
②	**計算シート⑩**の金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円×３０％＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
	上の①と②のいずれか少ない金額　　県民税の基本控除額 （＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円－2,000円）×0.04＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
	a の金額がない場合は、算出された金額を**計算シート㉝**へ転記してください。

２　＜特例控除額＞　（**a** の金額がある場合）

計算シート㉕、**㉖**、**㉗**、**㉘**、**㉙**の金額及び１１、１２ページの表内の人的控除の差額を参照し、特例控除額を計算してください。

特例控除の割合
計算シート㉕の金額　　人的控除の差額の合計額　　特例控除の割合算定額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 － ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
上記の特例控除の割合算定額をもとに、下表から割合を選択してください。

特例控除の割合算定額	特例控除の割合
０円以下	0.9
１円 ～ 1,950,000円	0.84895
1,950,001円 ～ 3,300,000円	0.7979
3,300,001円 ～ 6,950,000円	0.6958
6,950,001円 ～ 9,000,000円	0.66517
9,000,001円 ～ 18,000,000円	0.56307
18,000,001円～ 40,000,000円	0.4916
40,000,001円～	0.44055

「**a**」の金額　　特例控除の割合 （＿＿＿＿＿＿＿＿円－2,000円）× ＿＿＿＿＿＿ ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円（1円未満端数切上）	***e***

・市民税の特例控除額

①	「**e**」の金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 × 0.6 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円（１円未満端数切上）	
②	**計算シート㉖**の金額　　**計算シート㉘**の金額 （＿＿＿＿＿＿＿＿円 － ＿＿＿＿＿＿＿＿円）× 0.2 ＝＿＿＿＿＿＿＿＿円	
上の①と②のいずれか少ない金額 （市民税の特例控除額） ＿＿＿＿＿＿＿＿円		***f***
ふるさと納税のワンストップ特例を利用されている方はP１７の「・市民税の申告特例控除額」へ。 そうでない方は市民税の基本控除額と特例控除額を足して、**計算シート㉜**へ転記してください。		

・県民税の特例控除額

①	「**e**」の金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 × 0.4 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円（1円未満端数切上）	
②	**計算シート㉗**の金額　　**計算シート㉙**の金額 （＿＿＿＿＿＿＿＿円 － ＿＿＿＿＿＿＿＿円）× 0.2 ＝＿＿＿＿＿＿＿＿円	
上の①と②のいずれか少ない金額 （県民税の特例控除額） ＿＿＿＿＿＿＿＿円		***g***
ふるさと納税のワンストップ特例を利用されている方はP１７の「・県民税の申告特例控除額」へ。 そうでない方は県民税の基本控除額と特例控除額を足して、**計算シート㉝**へ転記してください。		

３　＜申告特例控除額＞　（***a*** の金額があり、ワンストップ特例を利用している場合）

前ページの***f***と***g***の金額を参照し、申告特例控除額を計算してください。

※＜申告特例控除額＞の計算における特例控除の割合は＜特例控除額＞の計算における特例控除の割合と同じですが、特例控除の割合算定額が９，０００，００１円以上の方は一律に０．５６３０７になります。

・市民税の申告特例控除額

「***f***」の金額　　特例控除の割合　　特例控除の割合　　市民税の申告特例控除額
＿＿＿＿＿＿円 ×（0.9－＿＿＿＿＿＿）÷＿＿＿＿＿＿＝＿＿＿＿＿＿円（１円未満端数切上）
市民税の基本控除額と特例控除額と申告特例控除額を足して、計算シート㉜へ転記してください。

・県民税の申告特例控除額

「***g***」の金額　　特例控除の割合　　特例控除の割合　　県民税の申告特例控除額
＿＿＿＿＿＿円 ×（0.9－＿＿＿＿＿＿）÷＿＿＿＿＿＿＝＿＿＿＿＿＿円（１円未満端数切上）
県民税の基本控除額と特例控除額と申告特例控除額を足して、計算シート㉝へ転記してください。

※上記の申告特例控除額は、所得税の確定申告書または市民税・県民税申告書を提出している場合は適用されません。

配当割額控除

申告した配当等から市民税・県民税（住民税）が源泉徴収（特別徴収）されている場合は、その徴収された金額を下の表を使って按分計算してください。

源泉徴収された住民税額　　市民税の配当割額
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 ×（市民税分：3/5）＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（１円未満端数切捨）
源泉徴収された住民税額　　県民税の配当割額
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 ×（県民税分：2/5）＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（1円未満端数切上）
この表により算出された市民税の配当割を計算シート㉞へ、県民税の配当割を計算シート㉟へ転記してください。